

後見制度について（20） ～任意後見制度⑬～

任意後見制度を身近に感じていただくために、長く連載してきたA子さんを主人公にした事例も、今回で最終回となります。

クモ膜下出血により発語もままならず、意思疎通も困難な状況となってしまった身寄りのないA子さん、お元気なうちにフルパック契約をしていたOAGライフサポートが、家庭裁判所の手続きを経て正式に任意後見人となりました。



その後、OAGライフサポートは、居住していた賃貸マンションの契約を解約し、病院退院後に療養する特別養護老人ホームの入居の手配をし、Aさんが安心して療養介護が受けられるよう財産管理と身上監護につとめてきましたが、Aさんはやがて、特養の「看取り介護」によって、穏やかに眠るように亡くなりました。

Aさんが亡くなった後、OAGライフサポートがAさんのために行った業務としては、任意後見人だった者としての財産関係を精算する業務と、死後事務受任者としてAさんの葬儀・納骨や各種死後事務手続きを行う業務がありますが、その件については前回のコラムで記載しました。

実際にはAさんは遺言を準備していたので、残った財産は遺言執行者に引き渡すことで任意後見人だった者としての業務は完了することができました。しかし、もしAさんが遺言を作成していなかった場合は、どうなっていたでしょう。遺言がなければ、任意後見人だった者として、戸籍調査を行って法定相続人を確定させる手続きを行う必要があります。たとえ「親族です」と名乗り出た人がいても、戸籍上で法定相続人であると証明されない限り、その人にAさんの財産を引き渡すことができません。法定相続人は、財産の引渡しを受けた後、法定相続人に該当する人全員で「遺産分割協議」を行い、財産の配分を自分たちで決めていくこととなります。

しかしA子さんのように、いくら戸籍調査をしても、法定相続人に該当する親族がないケースもあります。Aさんは、一番近い親族がいとこであり、いとこは法定相続人にはなり得ないのです。このような状況を「相続人不存在」といいます。

相続人不存在の場合は、任意後見人だった者が利害関係人として、家庭裁判所に「相続財産管理人選任の申立」を行い、家庭裁判所が相続財産を管理する専門家を選任したところで、その選任された相続財産管理人に、Aさんの財産を引き渡すこととなります。その後、相続財産管理人は、Aさんに対する債権者がいないかどうかの確認をした上で、最終的には残った財産を国庫に納めることとなります。

家族に頼れない方でも、任意後見契約や死後事務委任契約などの準備をお元気なうちに進めておくことにより、急に何が起こっても、誰にも迷惑を掛けることなくご自身の尊厳が守られながら、老後と死を迎えることが出来るのだということを、今回の事例で感じていただけたのではないのでしょうか。

つづく